

## 企画競争実施の公示

令和7年2月18日

観光庁参事官（外客受入担当） 濱本 健司

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度 訪日外国人旅行者に対する災害・交通情報発信に関する調査事業

(2) 業務内容

① 災害・交通情報を一元的に提供する Web サイトの制作及び実証

- ・ 訪日外国人旅行者向けの災害情報について、わかりやすく即時性のある形式で多言語にて提供する。発信内容については、観光庁監修の災害情報提供アプリ「Safety tips」に準ずるものとする。
- ・ 災害発生地域の地方自治体が発信する多言語による災害情報サイトがある場合には、併せて表示・提供する。
- ・ 公共交通機関の運行情報について、災害情報と一体性のある形で、わかりやすく即時性のある形式で多言語にて提供する。
- ・ ウェブサイトの制作に当たっては、ウェブサイトの内容をサイネージで表示できる機能や、表示された情報を多言語で印刷できる機能等を付加する。
- ・ Web サイトの制作は、観光庁が「令和6年度 災害・交通情報発信に関する調査事業」において実証制作した Web サイト（近畿運輸局及び北陸信越運輸局の管内を対象）をベースに、両局の管内に加え、関東運輸局及び中部運輸局の管内に対象を拡大し、実証を行う。
- ・ Web サイトの実証の際には、当該 Web サイトについて訪日外国人旅行者への認知向上のため周知を図るものとする。
- ・ 実証の状況を調査し、効果的な活用方法についてとりまとめ・提案を行う。

② 南海トラフ地震臨時情報等の発表時における迅速な情報提供の実証

- ・ 南海トラフ地震臨時情報や北海道・三陸沖後発地震注意情報について、訪日外国人旅行者向け情報発信ツールにおいて、事前に理解を図るコンテンツを提供することに加え、気象庁から発表された際には、迅速にその旨を情報提供するとともに、外国語によるニュース等の有益な関連情報を案内・提供する。また、発表後においても有益な情報を提供する。
- ・ 実証の状況を調査し、効果的な活用方法についてとりまとめ・提案を行う。

(3) 履行期限 令和8年3月13日（金）

### 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請して受付されたものであること。（資格取得後、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。）
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3. 手続き等

- (1) 担当課等 観光庁外客受入担当参事官付（担当：中島、高津）  
電話：03-5253-8972（直通）  
メールアドレス：hqt-gaikyakuanzen@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年2月18日（火）から令和7年3月31日（月）17時00分まで、(1)に同じ。  
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

- (3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限  
原則として電子メールにより提出すること。(1)に同じ。令和7年3月31日(月)17時00分
- (4) 説明会実施の有無、日時及び場所等  
無
- (5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所  
必要な場合に実施。日時及び場所は追って指定する。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係は生じるものではない。なお、本業務の契約手続は令和7年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
  - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
  - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。